





2 この法律の規定の適用に関しては、漁船損害補償法施行法（昭和二十七年法律第二十九号）第二条第一項の漁船保険組合は、漁船損害補償法の規定による組合とみなす。

附 則（昭和二七年一月一八日法律第三一五号）  
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一四六号）抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年三月三一日法律第一五号）抄  
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。  
（その他の法令の一一部改正に伴う経過規定の原則）

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の所得税日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四一年八月一日法律第一二四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中第六章に係る部分の規定、第一百九十五条及び第一百九十六条第二項の改正規定、第一百九十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条から第六条までの規定及び附則第七条中農林省設置法

附則（平成二五年一月二二日法律第  
七六号）抄